

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の 改定の特例に関する法律案の概要

平成14年の消費者物価指数は対前年比マイナス0.9%となり、法令どおりの取扱いであれば、平成15年度の年金額等についてはマイナス2.6%の改定となる。

平成15年度においては、年金額等を据え置いた過去3年とは異なり、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、物価スライドの特例措置を講じて、平成15年度の年金額等は平成14年分の物価指数の下落分(マイナス0.9%)のみの改定を行うこととする。

平成14年の消費者物価指数はマイナス0.9%

法律どおりの取扱いであれば、平成15年度の年金額等は、過去3年分(平成12、13、14年度の据置き分はマイナス1.7%)と合わせてマイナス2.6%の引下げとなる。

14年分の物価動向でスライドを実施

公的年金制度は世代間扶養の賦課方式(現役世代が高齢世代を支える仕組み)

過去3か年とは異なり、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、平成15年度の年金額等は、高齢者の生活に配慮しつつ、平成14年分(1～12月の年平均)の物価指数の下落分(マイナス0.9%)のみの改定を行うこととする。

(年金関係)		(手当関係)	
国民年金	国家公務員共済年金	児童扶養手当	医療特別手当
厚生年金	地方公務員共済年金	特別児童扶養手当	特別手当
	私立学校教職員共済年金	障害児福祉手当	原子爆弾小頭症手当
		特別障害者手当	健康管理手当
		経過的福祉手当	保健手当

特例措置の実施に当たっては、平成14年度と同様に、特例措置を講じることによる財政影響を考慮し、次期財政再計算において、後世代に負担を先送りしないための方策を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

施行期日

平成15年4月1日。ただし、児童扶養手当については、平成15年10月からの改定とし、それまでの間は額を据え置くこととする。

照会先:年金局年金課(内線3334)